

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 5 年 9 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

## I 令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

### 1 令和5年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの ※ C	未措置 A-B-C
指摘事項	16	0	1	15
指導事項	25	0	0	25
検討事項	0	0	0	0
計	41	0	1	40

※「今回措置を講じたもの」については、令和5年9月1日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

## II 定期監査の結果に基づき講じた措置

### 1 令和5年度

#### (1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

都市建築部

機関名	監査結果	講じた措置
東部広域水道事務所	行政財産の目的外使用に係る使用料の収入事務において、算定額が100円に満たない場合は使用料を100円として徴収すべきところ、87円を徴収していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	徴収不足となっていた13円については、対象事業者へ連絡を行うとともに、令和5年6月6日付け収入調定書を起案し、令和5年6月13日に納入されたことを確認した。 指摘のあった事項については、認識不足により誤りにつながったため、今後は、再発防止として、担当者のみで確認していた制度等を決裁文書に根拠規定を添付し複数名で確認することにより、適正な事務処理に努める。